

## ● 不動産取得税軽減措置について ●

①～③のすべての要件に該当すれば軽減措置手続きが出来ます。

- ① 居住用件 取得した人が自ら居住すること
- ② 床面積要件 50㎡以上 240㎡以下であること
- ③ 新築後の経過年数要件 非木造家屋 25年以内

- 建物登記簿謄本（家屋の登記事項証明書）←法務局にて取得
- 住民票
- 認印
- 納税通知書
- 不動産取得税申告書（県税事務所にあります）

※ 市町村の固定資産課税台に登録されている価格より1200万円（平成9年4月1日以降）を限度として控除を受けることができます。  
（不動産の価格とは、現実の売買価格や建築費用の価格ではなく、固定資産税評価基準によって決定された価格です）

